○**外務省告示第三百五十号**

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる資産凍結等の措置の対象として、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦くの「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与しているウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者を指定する件」（平成二十六年外務省告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十二日　　外務大臣　岩屋　毅

（別表）個人に次のように加える。

（別表）

個人

332　アーラ・バルハトノヴァ
Alla BARKHATNOVA
「ヘルソン州労働・社会政策大臣」（自称）
Self-proclaimed “Minister of Labour and Social Policy of Kherson Region”
生年月日：1973／９／25

333　イワン・クソフ
Ivan KUSOV
「ルハンスク人民共和国教育科学大臣」（自称）
Self-proclaimed “Minister of Education and Science of the Luhansk People’s Republic”
生年月日：1987／１／24

334　ヴァレンチナ・ラヴリク
Valentina LAVRIK
「クリミア共和国教育科学青年大臣」（自称）
Self-proclaimed “Minister of Education, Science and Youth of the Republic of Crimea”
生年月日：1969／２／25

335　インナ・シュヴェンク
Inna SHVENK
別名：インナ・ミチェンコ
Inna MISHCHENKO
「ルハンスク人民共和国子どもの権利担当委員」（自称）
Self-proclaimed “Commissioner for Children’s Rights of the Luhansk People’s Republic”
生年月日：1991／10／25

336　オリガ・ヴォルコヴァ
Olga VOLKOVA
別名：オルハ・ヴォルコヴァ
Olha VOLKOVA
非政府組織デルフィニ代表
Head of the Non-Governmental Organisation Delfini
生年月日：1974／10／９

（別表）団体に次のように加える。

（別表）団体

18　連邦国家予算教育機関アルテク・インターナショナル児童センター
Federal State Budgetary Educational Institute International Children Center Artek
別称：The Federal State Budget Educational Institution Artek International Childrens Center ; Federal State Budgetary Educational Institution International Children’s Centre Artek
所在地：41 Lenningradskaya St., Gurzuf, Yalta, Crimea 298645, Ukraine

○**外務省告示第三百五十一号**

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる資産凍結等の措置の対象として、「ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国・地域の団体及び個人を指定する件」（令和五年外務省告示第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十二日　　外務大臣　岩屋　毅

（別表１）に次のように加える。

（別表１）

団体（特定銀行を除く）

5　キューブ・ベンチャーズ・シッピング・エスエー
Cube Ventures Shipping SA
所在地：Trust Company Complex, Ajeltake Road, Majuro, Ajeltake Island, MH96960, Marshall Islands

6　セレスティアル・スター・コーポレーション
Celestial Star Corporation
所在地：Suite 10, 3rd Floor, La Ciotat, Mont Fleuri, Mahe, Seychelles

7　ゲッシ・マリタイム・コーポレーション
Gessi Maritime Corporation
所在地：1st Floor, Dekk House, Zippora Street, Providence Industrial Estate, Victoria, Mahe, Seychelles

○**外務省告示第三百五十二号**

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸出等に係る禁止措置の対象として、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件」（令和四年外務省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十二日　　外務大臣　岩屋　毅